

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
4	料金改定率													
	改善額(料金の適正化) 1													
	未収金の徴収対策													
	改善額				1	4	5	2	3	1	1	1	2	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善額													
	給与水準													
	改善額													
	職員数の削減													
	改善額	6	6	6	6	6	30	0	0	7	7	7	21	
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数 (人)	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	
	増減数 (人)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト 2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	599	599	516	472	426		346	312	287	263	240		
	増減													
							計画前5年間改善額 合計	35					改善額 合計	23
													(参考) 補償金免除額	8

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	16	16	16	16	15	15	15	15	15	14
年間総有収水量 (千 m^3)	1,617	1,592	1,608	1,582	1,570	1,557	1,544	1,531	1,518	1,505
公称施設能力 (m^3 /日)	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235	10,235
1日最大配水量 (m^3 /日)	7,062	7,062	6,791	6,755	6,405	6,276	6,147	6,018	5,889	5,760
最大稼働率 (%)	69	69	66	66	63	61	60	59	58	56
供給単価 (円/ m^3)	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148
給水原価 (円/ m^3)	140	140	135	136	139	137	133	133	128	126

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成20年度に作成予定の「大崎町水道ビジョン」にも盛り込む予定だが、平成21年度までに統合計画を策定し、平成28年度までに認可変更を受ける予定。